

## ◎服装規定

服装は本校指定のものを着用し、常に正しい形に整え、清楚・端正にして本校生徒としての品位を保持することに努めること。

○冬季服装期間 10月1日～5月31日

○夏季服装期間 6月1日～9月30日

○ただし5月と10月は移行期間とし、気候に応じて冬季と夏季の服装を選択してよい。

### (1) 服装

#### ①ブレザー

本校指定のものを着用する。夏季服装期間の着用は任意とする。

#### ②ワイシャツ

白の無地とし、開襟は除く。

#### ③ネクタイ・リボン

本校指定のものを着用する。式典等の公式の学校行事の時や教員の指示があるときは着用し、それ以外は任意とする。

#### ④スラックス

本校指定のものを着用する。変形のあるもの、体型に合わないものは禁止する。なお、変形等をした場合は新たに購入することとする。

ベルトは黒または茶とする。

#### ⑤スカート

本校指定のものを着用する。変形のあるもの、体型に合わないものは禁止する。なお、変形等をした場合は新たに購入することとする。

スカートの裾は、膝が完全に隠れる程度とする。なお、スカートの下にジャージを履くことは認めない。

#### ⑥ソックス

式典等の公式の学校行事の時や教員の指示がある時

・スラックス…紺または黒のソックスとする。

・スカート…本校指定（紺のハイソックス）のものとする。ただし、夏季服装期間は、紺または黒のショート丈（くるぶしが隠れるもの）も可とする。

通常時

・スラックス…黒・紺・灰・白の無地とする。

・スカート…紺のハイソックス、または黒・紺・灰・白の無地のショート丈（くるぶしが隠れるもの）とする。いずれもワンポイント・ワンラインは可とする。

#### ⑦ポロシャツ

本校指定のみとし、購入は任意とする。夏季服装期間のみ、着用を可とする。

#### ⑧セーター・ベスト

本校指定のみとし、購入は任意とする。ブレザーを着用せずに、セーター・ベストのみの登下校も認める。

#### ⑨防寒着

高校生らしい華美でないものとする（マフラーも含む）。ブレザーの下に着る場合には、

本校指定のセーター・ベストのみとする。原則、極寒時はインナーで調節する。

ブレザーの上に着るものは、スクールコート・ダッフルコート・ピーコート・ダウンコートなどブレザーが隠れる丈のものとする。ただし、学校側が特別認めたものについてはこの限りではない。

ブレザーを着用せず、セーターと防寒着での登下校は認めない。

ジャンパー及びパーカー（フーディー）は認めない。

防寒としてタイツ・ストッキングの着用は認めるが、色は紺または黒の無地とする。

#### ⑩通学靴

革靴（色は黒・紺・茶）、または運動靴（色の指定なし）とする。

#### ⑪カバン

高校生らしい華美でないものとする。

#### ⑫上履き

本校指定のスリッパとする。

#### ⑬装身具（アクセサリー）類

ピアスなどの装身具類は、一切使用してはならない。またピアスの穴をあけることも禁止とする。化粧品（カラーリップ、マニキュア等も含む）も一切使用してはならない。カラーコンタクトも認めない。

#### ⑭やむを得ず異装する場合は「異装届」を提出し、許可を得ること。

### （２）頭髪等

高校生にふさわしいものとし、常に清潔に保つこと。

頭髪について、以下のものは認めない。

- ・特異な髪形（左右非対称、エクステ、ツープロックなど）
- ・故意にウェーブをかける（パーマ、アイロン等）
- ・変色、染色、脱色（ドライヤー等で傷んだ場合も同様）

眉毛の加工やそり込みも認めない。